

令和4年

回覧

飲酒運転根絶強化月間

実施要綱

1 目的

飲酒運転による交通事故が多発する夏の時期に、飲酒運転根絶の機運を高め、取締りの強化等を行うことで、飲酒運転による悲惨な交通事故の発生を防止する。

2 期間

令和4年7月1日（金）～ 令和4年7月31日（日）

3 運動の重点

- ◎飲酒運転を許さない環境づくりの推進
- ◎飲酒運転とその周辺者に対する取締りの強化
- ◎広報啓発活動の強化



4 運動の実施方法

推進機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの特性に応じ、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路秩序の維持等に努め、各組織に具体的推進事項を周知徹底させるとともに、新聞、テレビ、広報車等を活用した広報啓発により幅広い「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるよう努めます。

【令和3年中の飲酒運転事故】

酒酔い・酒気帯び運転 25件

死者 4人

負傷者 29人



令和3年度

交通安全ポスターコンクール入賞作品

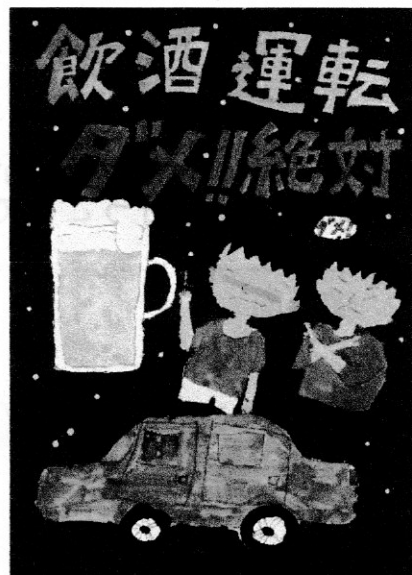
飲酒運転は重大な犯罪！ 絶対にしない・させない・許さない

運転者は・同乗者は・・・

- 飲酒運転には厳しい処罰が科されます。
「絶対にしない・させない・許さない」を徹底しましょう。
- 運転者以外にも厳しい罰が！
飲酒した人に車両を貸すことや、運転する人にお酒を提供したりすすめること、さらに飲酒運転の車に同乗することも犯罪になります。
- 二日酔い運転に要注意！
翌朝、運転する場合はお酒の量を控えましょう。

家庭・地域・学校・職場では・・・

- 地域ぐるみで飲酒運転を絶対にさせない環境づくりを促進しましょう。
- 事業者は、アルコール検知器の適正な使用と厳正な点呼の実施を徹底しましょう。
- 飲食店における運転者への酒類提供の禁止とハンドルキーパー運動の周知徹底を図りましょう。
- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を推進しましょう。
- 安全運転管理者を選任している事業所では、令和4年4月1日から、目視等による運転者の運転前後のアルコールチェックが義務付けられており、令和4年10月1日からは、アルコール検知器によるチェックが義務化されます。



令和3年度

交通安全ポスターコンクール入賞作品

事業所の 飲酒運転根絶 取組強化!

令和4年4月より改正道路交通法施行規則が順次施行されます

待って!

今日も飲酒してないです!

社用車を運転するのは、**アルコール検知器**で**チェック**してからです!

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること
- 運転者の酒気帯びの有無の確認を、**アルコール検知器**を用いて行うこと
- アルコール検知器を**常時有効に保持**すること

※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を発信機、警告灯、数値等により示す機能を有する機器

安全運転管理者による
運転者の運転前後のアルコールチェックが
「義務化」されます。

令和4年
4月より

- 令和4年4月1日施行
 - 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
 - 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること
- 令和4年10月1日施行
 - 運転者の酒気帯びの有無の確認を、**アルコール検知器**を用いて行うこと
 - アルコール検知器を**常時有効に保持**すること

安全運転管理者の制度に関するご不明点は、
都道府県警察のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

宮崎県交通安全対策推進本部